

竹林オーナー制度実施の手引き



タケノコ堀り（八女郡黒木町）

福岡県

はじめに

福岡県内には約1万2千ヘクタールの竹林があります。

かつて、この竹林からは、タケノコや竹材が生産され、農林業の貴重な収入源として熱心に手入れが行われてきました。

しかし、近年、県内のタケノコや竹材の生産量は、輸入タケノコの増加や竹材の代替品におされて利用が少なくなり、生産基盤となる竹林についても生産者の高齢化と重なって手入れ不足が深刻化し「放置され荒れた竹林」が増加しています。

さらに、地下茎で繁殖する竹は、周辺の農地や造林地に侵入し、短期間で農作物や造林木を被圧し枯らしてしまう「侵入竹」として問題となっています。

「竹林オーナー制度」は、このような竹林を対象として、一定期間、竹林の所有者と主に都市住民が契約を結び、都市住民に竹林のオーナーになってもらい、その期間中はオーナーが竹林の管理からタケノコ収穫までの一連の作業を楽しみながら行ってもらう取り組みです。

この冊子は、放置され荒れた竹林や侵入竹に悩む市町村等が、解決策の一つとして「竹林オーナー制度」の立ち上げを検討される際の手引き書として作成しました。



竹林管理講習会（八女郡立花町）

目 次

1	竹林オーナー制度の仕組	1
2	制度導入のメリット	1
3	取組フローと成功のポイント	2
4	実績ある市町村の事例紹介	
	(1) 事例紹介	4
	(2) 取り組みの特色	4
	(3) 契約にあたっての注意事項	5
	(4) 契約書の例	7
5	制度に対するQ & A	9
6	問い合わせ先	10



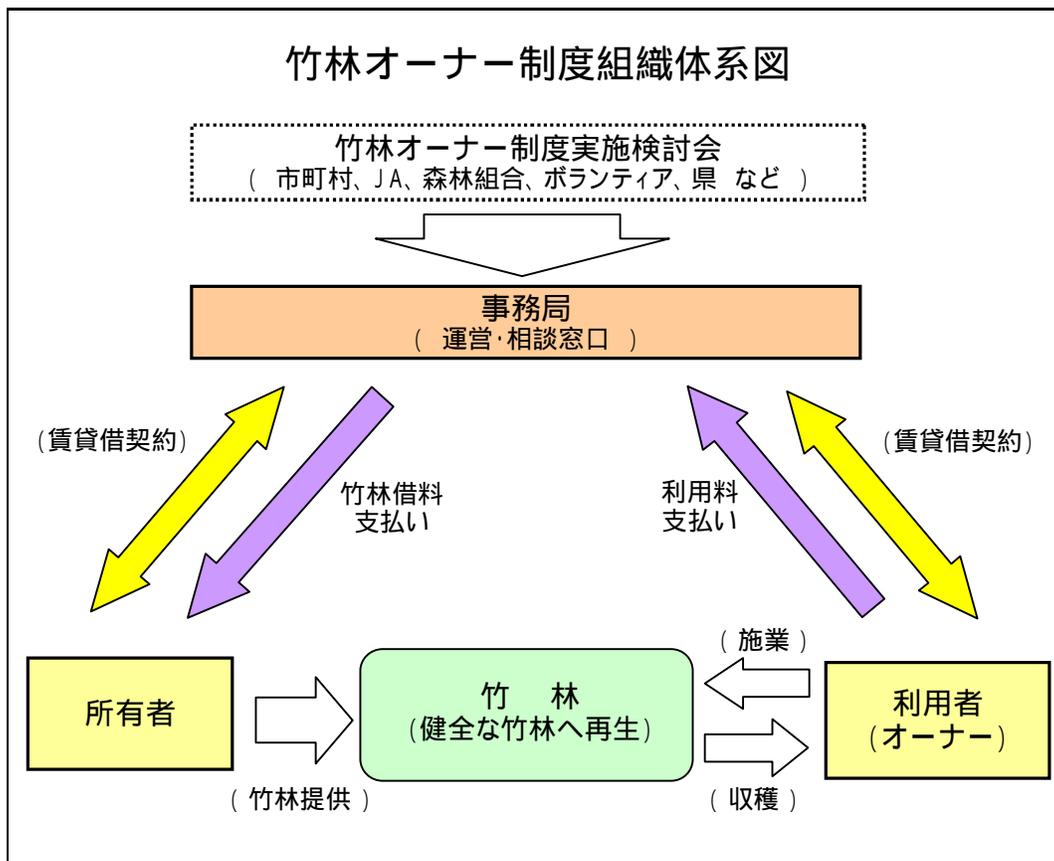
タケノコ(北九州市)

1 竹林オーナー制度の仕組

竹林オーナー制度は、平成16年に鹿児島県で初めて取り組まれ、現在は、県内でも3市2町で行われています。

この制度は、タケノコの発生に裏表があり、また立地条件に左右される作物であることや、竹林の管理に所有者とオーナー双方の権利が絡んでくることなどから、その取り組みはそれぞれの実情に合わせて行われています。

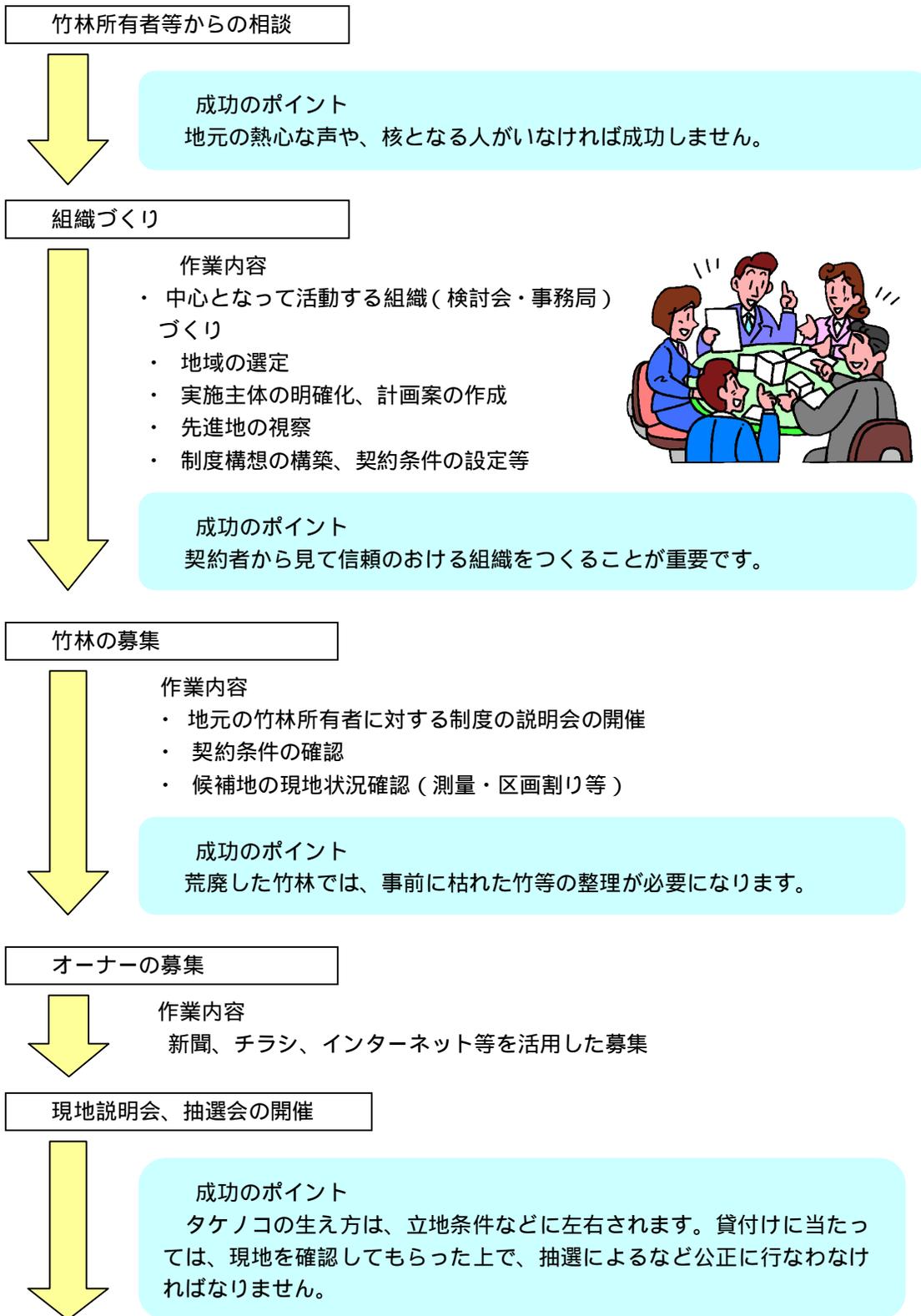
県内で実施されている竹林オーナー制度の主な仕組は、次のとおりとなっています。



2 制度導入のメリット

- (1) 竹林の所有者には、手入れがなされず荒れていた竹林が整備されるとともに、年間利用料が入ります。
- (2) 都市住民等の自然体験や憩いの場となります。
- (3) 日頃、森林や林業に接することの少ない県民が、森林の働きや林業への理解を深める機会となります。
- (4) 手入れや収穫作業で何度もオーナーに訪れてもらったり、地域のイベントにオーナーを招待し参加してもらうことにより、都市と山村の交流を深めるきっかけができます。

3 取組フローと成功のポイント



契約

作業内容

竹林所有者とオーナー希望者、事務局で賃貸借契約の締結

成功のポイント

- ・ オーナーへの貸付に当たっては、以後のトラブルを防止するため、契約書により貸付の区域や条件を明確にしておくことが大切です。
- ・ 竹林所有者とオーナーとの間に事務局を置いた3者契約とすると、運営も円滑になり、後々のトラブル予防にもなります。
- ・ タケノコや竹材の盗難を防ぐため、契約地には、オーナー以外の立ち入りを禁止する看板等を設置しましょう。

竹林管理講習会等の開催

作業内容

オーナーを対象とした、収穫や安全な伐竹等の技術講習会の開催

成功のポイント

オーナーは、竹林の管理作業が初めてであったり、不慣れであったりします。講習会の開催により、管理技術とともに竹林の手入れの意味を知ってもらうことが、オーナーの参加意欲や実施後の充足感を高めます。

オーナーによる竹林整備開始

成功のポイント

- ・ 伐採される竹材の処分（利用）方法を考えておく必要があります。（「粉碎機を貸し付ける仕組みを作る」、「伐採時期、集積場を定めておき、まとめて業者に販売する」など。またイノシシによる食害が予想される地域では、侵入防止柵としての活用も有効です。）
- ・ オーナーは、地域に乗用車で乗り付ける場合が多いため、侵入路の整備や、駐車場・トイレへの配慮が必要です。

オーナーと地域住民の交流イベントを実施

成功のポイント

イベント（収穫祭や試食会等）の開催や、地域住民を伐竹等の指導者として活用すると、交流の輪が広がり、取り組みの継続につながります。

4 実績ある市町村の事例紹介

(1) 事例紹介

この制度は、平成18年度から立花町と黒木町において、また、平成19年度以降には、宗像市、北九州市、八女市においても取り組みが行われ広がりを見せています。

(平成21年3月現在)

市町名	立花町	黒木町	宗像市	北九州市	八女市
開始年度	平成18年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成20年度
実施地区	飛形山外4箇所	グリーンピア八女周辺	宗像市吉留・池田	八幡東区大蔵	八女市忠見
総区画数	67	180	23	10	15
1区画面積	250㎡	200～600㎡	150～300㎡	270～460㎡	300㎡
面積(ha)	1.90	5.51	1.00	0.40	0.45
1区画の年間利用料	初年度2万円、 2～4年1万円、 5年目不要	4千円～ 1万3千円	5千円～8千円	1万円	7千円～ 1万2千円
契約期間	5年	5年	3年	3年	5年
実施主体(事務局)	立花ふるさと竹資源まちづくり協議会(道の駅内)	黒木町竹の幸ほらん会(役場内)	宗像市森林組合	北九州市里山トラスト会議	協議会(八女市、JA、シルバーなど)
問い合わせ先	0943-37-1055	0943-42-1117	0940-36-0041	093-662-3100	0943-23-3120
応募資格	特になし	特になし	宗像市在住者	特になし	特になし
オーナーへの優遇措置	会員カード発行 宿泊施設利用優遇 商品などの割引	会員カード発行 宿泊施設利用優遇 商品などの割引	なし	なし	未定

* 取り組みの早い順に記載しています。

(2) 取り組みの特色

立花町

竹林対策プロジェクト協議会を立ち上げ、町内の竹林現況を把握して竹林情報マップを作成し、竹林対策の目標を定めた上で、制度をスタートしています。

また、立花ふるさと竹資源まちづくり協議会が窓口(事務局)となっており、タケノコ生産者で作る地域の地域振興会議がボランティアで募集前に竹林への進入路の整備や枯れ竹の整理を実施して運営に協力しています。

さらに、オーナーを地元のイベントに招待するなど、地元住民との交流事業が活発に行われています。

黒木町

管理されない農林地の対策として黒木町荒廃農林地対策協議会を立ち上げ、役場内に事務局(黒木町竹の幸ほらん会)において積極的に事業を展開しており、すでに5haを超える面積に拡大しています。

募集にあたっては、予定区画の地形や竹林の状況によって、A B Cの3ランクに分けるなど、契約しやすいよう配慮されています。

さらに、オーナーには、立花町と連携してグリーンピア八女（黒木町）と夢たちばなビレッジ（立花町）の両施設を利用できる特典と商品券の特典がついた会員カードを発行するなど工夫されています。

宗像市

市の支援を受けて森林組合が事務局となり、竹林所有者から竹林を一括借上げ後、宗像市在住者を対象にオーナーの募集が行われています。

また、募集開始前に進入路の整備やボランティアによる竹林整備を実施しています。

さらに、契約後は、竹林管理、タケノコの収穫・加工、竹材工芸、椎茸栽培等の講習会等が、オーナーの要望にあわせて実施されています。

北九州市

地元森林組合、NPO、ボランティア団体等で組織する「北九州里山トラスト会議」が窓口となってスタートしています。

オーナーへの安全講習会をはじめ、穂先タケノコ収穫、調理教室などに熟練したスタッフが親切、丁寧に指導を行っており、初心者の方でも安心して取組めるよう配慮されています。

特に、契約にあたっては、オーナー希望者には、契約前に必ず竹の伐採作業を体験してもらい、作業内容をよく理解してもらった上で契約が締結されています。

八女市

J A たけのこ部会が中心になって協議会（事務局はJ A）をつくり、制度が運営されています。対象となる竹林は、高速のインターチェンジの近くの交通の便の良い場所に設定されており、「タケノコの早掘り」が可能な、条件の良い場所となっています。

なお、募集にあたっては、予定区画の地形や竹林状況によって、3ランクに分けるなど、契約しやすいよう配慮されています。



地元住民との交流会（八女郡黒木町）

(3) 契約にあたっての注意事項

契約は、通常、賃貸借契約により行われますが、トラブルを避けるために次の項目に留意する必要があります。

土地所有者への契約内容の確認

貸付けた土地は、契約期間中は土地所有者の自由にならないので、契約前に土地所有者に契約内容を十分説明して承諾を取っておく必要があります。

契約方法

契約には、竹林所有者、オーナー双方で結ぶ2者契約と、仲介した事務局の入った3者契約があります。県内の事例では3者契約が一般的ですが、地域の実情に応じて安心して貸し借りができ、制度を円滑に運営することのできる方法を選択する必要があります。

地上権の及ぶ範囲の明示

竹林の中には、竹材やタケノコ以外に草木、土石などの自然のものがいますので、権利の及ぶ範囲を契約書により明確にしておく必要があります。

契約地での利用の範囲

契約竹林内で火気を使ってバーベキューやたき火等を行う行為に対する制限を明記しておく必要があります。



現地説明会（八女郡黒木町）

(4) 契約書の例

竹林賃貸借契約書 (例)

貸主(以下「甲」という。)と借主(以下「乙」という。)と事務局(以下「丙」という。)は、町竹林オーナー制度の趣旨に則って、次の条項に従って賃貸借契約を締結する。

(賃貸の目的)

- 第1条 甲は乙に対し、この契約書に基づき、別添実測図に記載する竹林をたけのこ生産及び竹材の採集を目的に賃貸する。
- 2 乙は、賃借した竹林を、前項の目的に沿うよう善意をもって効率的かつ適正に活用する。
- 3 竹林の全面伐採及び竹林内での火気の使用及び土地の形状変更は、行ってはならない。

(対象となる竹林の所在)

- 第2条 本契約の対象となる竹林の所在は、以下のとおりとする。
- 町大字 字 番地 (第 区画)

(賃貸借の期間)

- 第3条 賃貸借期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日まで(年間)とする。

(利用料及び支払方法)

- 第4条 乙は、毎年 月 日までに土地借地料及び管理手数料を合計した額(以下「利用料」という。) 円を丙に支払うものとする。
- 2 丙は、毎年 月 日までに利用料の中から管理手数料を差し引いた額 円を甲に支払うものとする。

(中途解約)

- 第5条 本契約は、甲、乙及び丙が協議の上、中途解約することができる。また、乙が次の一つに該当した場合、甲と丙の協議の上、催告なくして直ちに契約を解除することができる。ただし、いずれの場合も既に納付された利用料は返還しないものとする。
- (1) 使用料の支払いを遅延するなどして、甲及び丙との信頼関係を損ねた場合。
- (2) その他、本契約に違反した場合。

(転貸又は譲渡の禁止)

- 第6条 乙は、本契約に係わる権利又は義務を転貸又は譲渡してはならない。

(土地の返還)

第7条 本契約が、期間満了・解除・その他の事由により終了した時は、乙は直ちに甲に竹林を明け渡すものとする。なお、乙は、甲及び丙に対して立ち退き料その他一切の金品の請求をしてはならない。

2 乙は、明け渡しの際、竹林内にゴミや動産等を放置してはならない。

(管理経費及び租税公課の負担)

第8条 竹林の維持管理に要する管理経費は、乙が負担する。

2 竹林の租税公課は、甲が負担する。

(丙の責務)

第9条 丙は、本契約において生じたトラブルについては、一切自らの責任において解決するものとする。

(その他)

第10条 本契約に定めない事項及び疑義については、甲、乙及び丙協議の上別途定める。

本契約の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙はこれを署名捺印し、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

貸主(甲)	
〒	-
住所	
氏名	印
電話番号	

借主(乙)	
〒	-
住所	
氏名	印
電話番号	

事務局(丙)	
〒	-
住所	
氏名	印
電話番号	

5 制度に対するQ & A

Q 1 契約の開始時期や契約期間はどれくらいにしたらよいですか？

A 1 特に決まりはありませんが、作業のスケジュールや春の収穫を考えて秋から冬に契約すると、次の年の春には手入れした竹林からタケノコが発生することからオーナーの楽しみが増え、契約しやすくなります。

また、契約期間は地域の事情に応じて定めることとなりますが、概ね3～5年が一般的のようです。事例(P4)を参考にしてください。

Q 2 年間利用料の設定はどのようにして決めればよいのですか？

A 2 竹林所有者へ支払う竹林借料と事務局の運営に充てる管理経費を勘案して利用料を定めます。その上で、一律の料金設定が基本ですが、提供する区画を山の傾斜や、方向、道路からの距離などによってランク分けし、利用料に差をつけている場合もあります。

Q 3 契約の中途解約の申出があった時はどうするのですか？

A 3 中途解約については、必ず契約時に内容を確認しておきましょう。

通常は、中途解約を認めるものの、納付済みの借地料については返還しない条件の契約が多いようです。

しかし、できるだけ中途解約が発生しないように、オーナー希望者には事前に竹林管理作業の中心となる竹の伐採を体験してもらった上で、慎重に契約を締結するように指導してください。

Q 4 作業中のオーナーの安全管理はどのように配慮すればよいのですか？

A 4 オーナーの方は、初心者や高齢者も想定されます。特に、竹林管理には、1本50kgを超える竹の伐採もあることから、事前の講習会で安全に対する意識を持ってもらうことが必要です。

また、現場の管理講習会を行い作業時の服装(ヘルメット着用など)や、のこなどの扱いを具体的に指導してください。

なお、契約時に、作業中のもしもの怪我に備えた傷害保険等への加入を薦めることも必要です。

Q 5 竹林の地目が畑等の農地であった場合の手続きはどうすればよいのですか？

A 5 農地を農業者以外に貸すことは農地法により禁じられています。

このため、10a未満の貸付であれば、特定農地貸付法に基づき農業委員会に承認申請(営利を目的としない作物栽培で5年を超えない農地の貸付に限定)を行い承認されることが必要です。

6 問い合わせ先

福岡県では、竹林オーナー制度の取り組みを推進するため、組織作りに対する助言や、竹林管理講習会における技術的な指導などの支援を行っています。お気軽にお尋ねください。

県機関名	電話番号
農林水産部林業振興課	092-643-3537
福岡農林事務所林務課	092-735-6137
朝倉農林事務所林務課	0946-22-2731
八幡農林事務所林務課	093-601-5567
飯塚農林事務所林務課	0948-23-4146
筑後農林事務所林務課	0942-52-5188
行橋農林事務所林務課	0930-23-0387
森林林業技術センター	0942-45-7870



竹林オーナー制度実施の手引き
発行：平成21年3月